

第四号

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年六月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「内にあつては租税特別措置法施行令」を「のうち租税特別措置法施行令」に、「第六条の三第一項第一号ロ又は第二十八条の九第一項第一号ロ」を「第六条の三第三項又は第二十八条の九第三項に規定する区域内にあつては同令第六条の三第一項第一号イ又は第二十八条の九第一項第一号イ」に、「第六条の三第五項第二号又は第二十八条の九第五項第二号」を「第六条の三第四項第一号又は第二十八条の九第四項第一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

租税特別措置法施行令等の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。